

「個人情報保護に関する指針」等の一部改正について

I 改正等の目的

改正個人情報保護法、同法の関連ガイドライン及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等が全面施行されることを受け、本会の「個人情報の保護に関する指針」(以下「保護指針」という。)及び『「個人情報の保護に関する指針」に関する解説」(以下「解説」という。)の改正を行う。

II 主な改正等の内容

(1) 定義

6か月以内に消去する短期保存データについて保有個人データに含めるよう保有個人データの定義を修正し、仮名加工情報、個人関連情報、物理的安全管理措置及び外的環境の把握を新たに定義する。

(保護指針第2条、第10条及び解説)

(2) 不適正利用の禁止

違法または不当な行為を助長又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用を禁止する。

(保護指針第6条の2及び解説)

(3) 第三者提供の制限

第三者提供について、以下の改正を行う。

- ・第三者への個人データの提供にあたって本人の同意が不要な場合として、当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるときを追加する。
- ・第三者に提供される個人データについて、オプトアウト規定により提供できるデータの範囲を限定し、不正取得された個人データ及びオプトアウト規定により提供された個人データを対象外とする。
- ・オプトアウトを行う際に公表等する情報として、「正会員の名称、住所及び代表者の氏名」、「第三者に提供される個人データの取得方法」、「第三者に提供される個人データの更新方法」及び「当該届出に係る更新された個人情報の第三者提供の開始予定日」を追加する。

(保護指針第13条及び解説)

(4) 外国にある第三者への提供の制限

外国にある第三者への提供の制限について以下の改正を行う。

- ・外国にある第三者への提供について、本人の同意を得ようとする場合にあらかじめ本人に提供しなければならない情報及び本人の同意を得ようとするにあたり提

供先の第三者が所在する外国を特定できない場合に本人に提供すべき情報を規定する。

- ・事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合に、情報提供の求めが可能である旨を、同意を得る際に本人に認識させるとともに、公表しなければならないこととする。
- ・我が国における個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下、「相当措置」という。）について、第三者に対して個人データを提供する場合に事前に確認すべき事項を定めるとともに、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずること、本人の求めに応じて必要な措置に関する情報を提供しなければならないことを追加する。

（保護指針第 13 条の 2 及び解説）

（5）個人関連情報の第三者提供の制限

第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合の確認義務について規定するとともに、正会員が個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得するに当たり、本人の同意を得ようとする場合に本人に提供しなければならない情報について規定する。

また、個人情報に適用する相当措置に関する規定及び記録義務規定を個人関連情報に関する規定及び記録義務規定に準用することとする。

（保護指針第 13 条の 5 及び解説）

（6）開示

本人の請求に応じた開示について以下の改正を行う

- ・本人の請求に応じて個人データの開示をする場合、本人が請求した方法（電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法等）により開示することとする。
- ・本人が請求した方法による開示が困難である場合、その旨を本人に通知したうえで、書面の交付による方法により開示を行うこととする。
- ・本人が識別される個人データに係る第三者提供記録についても、開示を請求できることとし、開示しないと決定した場合、当該第三者記録が存在しない場合及び本人が請求した方法による開示が困難である場合には、本人にその旨を通知することとする。

（保護指針第 15 条及び解説）

（7）利用停止等

本人が識別される保有個人データを利用する必要がなくなった場合、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるという理由によって本人から保有個人データの利用停止等又は第三者への提供停止を請求された等、必要な限度で停止を行わなければならないこととする。

(保護指針第 17 条及び解説)

(8) 個人情報等の漏えい等事案への対応

個人情報等の漏えい等事案への対応について、当該事態の内容等に応じて必要な措置を講じなければならないことを追加する。

(保護指針第 22 条及び解説)

(9) 仮名加工情報等についての適用関係

仮名加工情報についての保護指針の適用に関する事項を追加する。

(保護指針第 22 条の 2 及び解説)

(10) その他

その他、個人情報保護法等及び各ガイドライン等の改正等を踏まえ、所要の改正を行う。

Ⅲ 実施の時期

令和 4 年 4 月 21 日から実施する。

以 上